

令和3年度大阪府立体育会館等指定管理者の評価手法等について（案）

評価の目的

指定管理者制度の趣旨に鑑み、府民サービス向上の観点から、指定管理者による「公の施設」の運営の品質維持・向上していくことが必要。

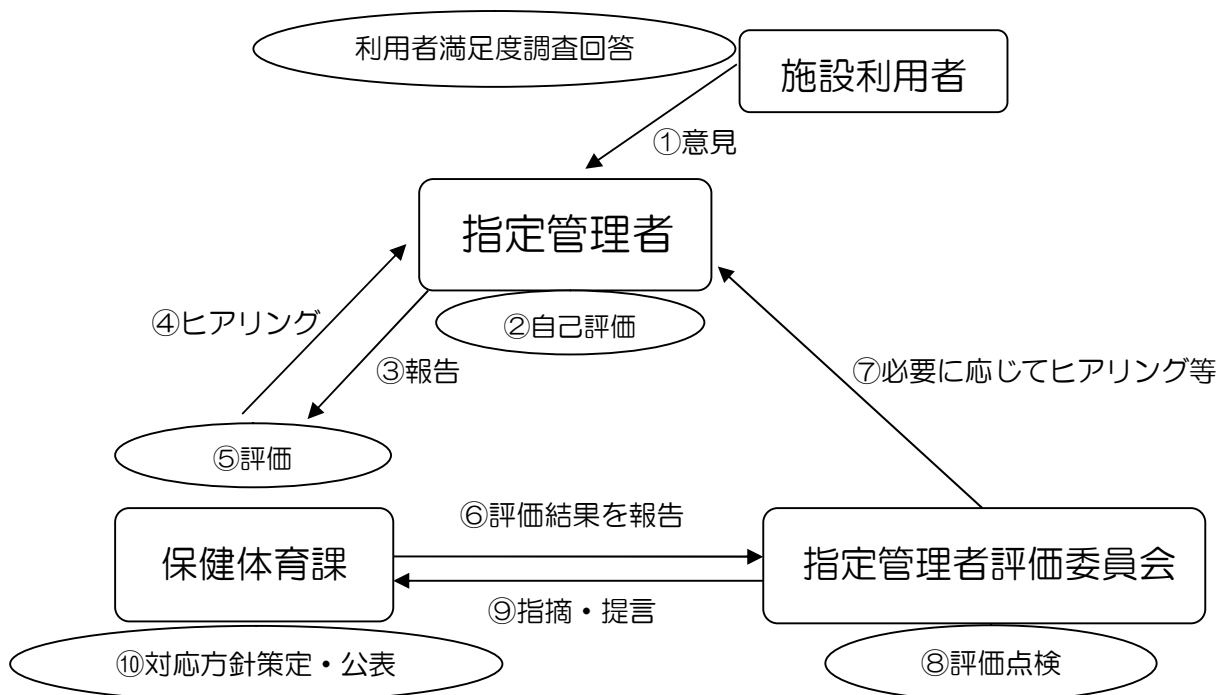
このため、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施することにより、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで府民サービスの向上につなげていく。

評価の流れ

保健体育課は、指定管理者の自己評価結果をもとに、指定管理者へヒアリングを行い、各評価項目の評価を行う。

保健体育課は、指定管理者評価委員会にて評価結果を報告。同委員会は、必要に応じて、指定管理者に対するヒアリングや現地立入検査等を行うなど、各評価項目について調査・審議を行い、指摘・提言を行う。

その後、保健体育課は、対応方針を策定し、公表を行う。



評価段階

- ① 指定管理者による自己評価
- ② 保健体育課による評価
- ③ 評価委員会による評価（府の評価の点検）

評価の手法

（１）評価資料

○評価票（案）

（評価項目、評価基準、指定管理者の自己評価、保健体育課の評価、評価委員会の評価）

○評価方法（案）

S 優良：提案項目以上の実施状況が認められるもの

A 良好：提案項目どおりの実施状況が認められるもの

B ほぼ良好：ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの

C 要改善：提案項目の実施が今年度は進んでいないもの

<評価基準項目の評価>

評価基準（案）の1項目を4点満点（4点：S 優良、3点：A 良好、2点：B ほぼ良好、1点：C 要改善）で評価し、項目数に応じて下表のとおり評価する。

<総括の評価>

それぞれの評価項目（Ⅰ～Ⅲ）の総括の評価は、上表で評価した1項目を4点満点（4点：S 優良、3点：A 良好、2点：B ほぼ良好、1点：C 要改善）とし、項目数に応じて下表のとおり評価する。

【例】評価項目Ⅱで（１）はS(4点)、（２）はA(3点)、（３）はB(2点)の場合
3項目：12点満点 $4+3+2=9$ 点 ⇒ 総括評価 A

評価項目数	点数	得点			
		S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8~7	6~5	4~3	2
3	12	12~11	10~8	7~5	4~3
4	16	16~14	13~10	9~6	5~4
5	20	20~18	17~13	12~9	7~5
6	24	24~21	20~15	14~10	8~6
7	28	28~25	24~18	17~12	11~7

○参考資料

- ・指定管理者自己評価票【9月末時点：指定管理者作成】
- ・令和3年度事業計画書等【指定管理者作成】
- ・令和2年度決算状況
- ・指定管理提案の概要

(2) 令和3年度スケジュール（予定）

時期	内 容
9月	・第1回評価委員会(16日)：評価基準・方法について ・自己評価実施の依頼（9月末時点）
10月	・自己評価結果の報告
11月	・ヒアリングの実施 ・保健体育課による評価
12月	・第2回評価委員会：評価委員会による評価（指摘・提言）
2月	・対応方針等を策定し、指定管理者に指摘・提言 ・指定管理者にて改善方策を作成
3月	・評価結果等を公表 ・指定管理者が次年度事業計画に対応方針を反映

評価結果の活用

評価結果を踏まえ、府の対応方針を策定し、指定管理者へ指摘、提言等を行い、より良い施設運営となるよう活用していく。

なお、評価結果がC（要改善）の項目については、改善方策工程表の作成を求め、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況を把握し改善に向けて取り組む。